

土木用コンクリート製品設計便覧作成要領

土木用コンクリート製品評価委員会 規約

(目 的)

第1条 土木用コンクリート製品評価委員会（以下「委員会」という）は、新たに開発された公共工事に使用するコンクリート製品（以下「製品」という）を評価し、製品を集約的に紹介する「土木用コンクリート製品設計便覧（以下（便覧という）」を監修することにより、公共土木工事、設計の合理化に資することを目的とする。

(委 員)

第2条 委員は別表1のとおりとし、委員長、副委員長をおく。

(委員会)

第3条 委員会は必要な都度開催するものとし、委員長が召集する。委員長に事故あるときは、副委員長が代行する。

(業 務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行なう。

- (1) 新製品等の評価
- (2) 便覧掲載製品の決定
- (3) 便覧作成要領の作成
- (4) その他、委員長が必要と認める業務

(その他)

第5条 委員会は、新製品の評価、設計条件等の審査、便覧の改訂作業等を円滑に進めるため、小委員会を設ける。小委員会のメンバーは別表2のとおりとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省 北陸地方整備局 企画部 技術管理課に置く。

(附則) (1) 本規約は、平成21年11月4日から施行する。

(2) 本規約を改正し、平成29年8月10日から施行する。

別表 1

委員長	国土交通省	北陸地方整備局	企画部	技術調整管理官
副委員長	国土交通省	北陸地方整備局	北陸技術事務所長	
委員	新潟県	土木部	技術管理課長	
〃	富山県	土木部	建設技術企画課長	
〃	石川県	土木部	監理課技術管理室長	
〃	一般社団法人新潟県建設業協会		常務理事	
〃	一般社団法人富山県建設業協会		常務理事	
〃	一般社団法人石川県建設業協会		常務理事	
〃	一般社団法人建設コンサルタント協会	北陸支部	技術部会長	
〃	北陸土木コンクリート製品技術協会		会長	
〃	新潟県コンクリート二次製品協同組合		技術委員長	
〃	富山県コンクリート製品協会		技術委員長	
〃	一般社団法人石川県コンクリート製品協会		技術委員長	
〃	全国ヒューム管協会北陸支部		事務局長	
〃	一般社団法人コンクリートポール・パイル協会	北陸支部	技術委員長	

別表 2

委員長	北陸地方整備局	企画部	技術管理課長
委員	〃	河川部	河川工事課長
〃	〃	道路部	道路工事課長
〃	新潟県	土木部	技術管理課長補佐
〃	富山県	土木部	建設技術企画課長補佐
〃	石川県	土木部	監理課技術管理室課長補佐
事務局	北陸地方整備局	企画部	技術管理課長補佐

土木用コンクリート製品設計便覧作成要領(案)

1. 目的

「土木用コンクリート製品設計便覧（以下「便覧」という）」は、下記事項を目的とする。

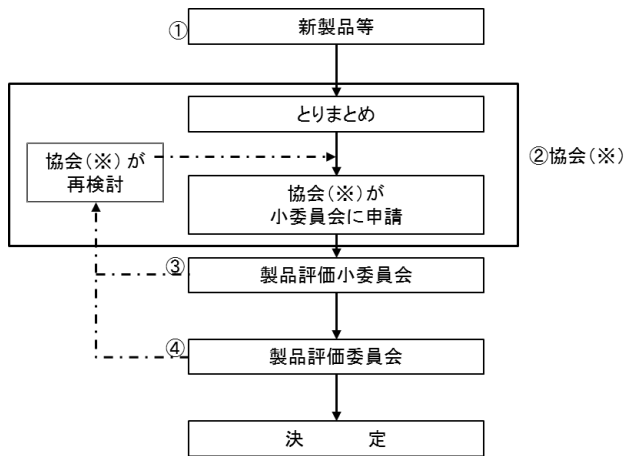
- ① コンクリート製品を集約的に紹介し、土木工事設計の利便をはかる。
- ② 製品の設計条件の統一。
- ③ 製品規格の簡素化によって、製造工程の合理化をはかり、製品価格の低減に資する。
- ④ 省力化、防雪、環境、コスト縮減等に資する製品の開発・普及を図る。

2. 便覧掲載製品の申請手続き及び便覧の改訂

便覧は必要に応じ見直しを行い改訂する。

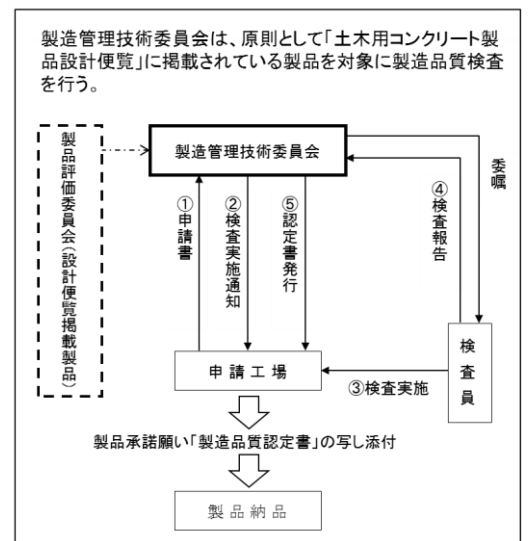
新製品等の評価等の手順は次のとおりとする。

(1) 手順



※協会：北陸土木コンクリート製品技術協会(便覧とりまとめ委員会)

《参考》



(2) 内容

- ① 新たに便覧掲載製品を申請する場合は、「便覧掲載の考え方」に基づき、当事者が協会に申請する。
- ② 協会は、申請された製品に対し構造上のチェックを行うほか、図面等の整備を行い、製品評価小委員会に申請書をもって申請する。
- ③ 製品評価小委員会は、申請された製品について設計条件、掲載の可否等を審査し、製品評価委員会に報告する。
- ④ 製品評価委員会は、製品評価小委員会の審査を経た製品について評価し、便覧に掲載する製品を決定する。

(3) 便覧掲載の考え方（標準図集に載せるもの）

- ① 官民共同又は発注者の要望等で製品開発を実施したもの。
- ② 北陸地方の複数会社が製造している省力化製品、大型製品等。
- ③ 国・県・市町村で使用実績が比較的多いもの。
- ④ 北陸地方以外で共同開発された製品であるが、北陸地方で使用実績があるもの。
- ⑤ 民間で開発された製品であるが、北陸地方の工事に推奨でき、普及を要する製品。
- ⑥ 製品評価制度等の認定を受けた製品で、国・県等から掲載要望のあるもの。